

基本料金(訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション)

分類	I 訪問リハビリテーション費 費用項目	介護保険2割負担額×地域加算(10.33)							
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
①	基本サービス費								624円/20分(1回)
②	サービス提供体制強化加算								13円/20分(1回)

※1ヶ月にご利用された介護保険サービスの合計単位数が介護保険被保険者証に記載された「区分支給限度額」を超えた場合、超過分は保険対象外(全額自己負担)となる場合がありますのでご注意ください。

※1日の訪問につき、3回(60分)の訪問リハビリテーション実施を標準としています。

II 加算	加算項目	介護保険1割負担額×地域加算(10.33)	
		単価	説明
	短期集中リハビリテーション実施加算	414円/日	退院/退所/認定日から起算して3ヶ月以内に個別リハビリを行った場合。
	リハビリテーションマネジメント加算1	124円/月	訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価、見直し。介護支援専門員を通じて、訪問看護等の居宅サービス事業に係る従業者に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達。
	リハビリテーションマネジメント加算2	310円/月	リハビリテーションマネジメント加算1に加えて、リハビリテーション会議を開催し、医師が利用者又はその家族に対して説明。3ヶ月に1回以上リハビリテーション会議を開催。

※リハビリテーションマネジメント加算については1又は2どちらかの算定になります。

※介護予防訪問リハビリテーションについてはリハビリテーションマネジメント加算の算定はありません。

その他の料金(介護保健給付とされないサービス)

III (介護保険給付とされないサービス)		
加算項目	費用	説明
実施加算を越えた場合の交通費	0円/日	実施地域を越えた地点から、片道1km以内の場合
複写物	実費	

サービスの利用単位に地域加算の10.33を乗じた金額の1割がご利用者のご負担金となります。

※ なお、上記金額・内訳につきましては、埼玉県の指導により変更されることがありますので、ご了承ください。